

「在留カード及び特別永住者証明書の氏名の漢字表記について」に関する
意見募集の結果について

平成 23 年 12 月 26 日
法務省入国管理局登録管理官室

中長期間在留する外国人の方に交付されることとなる在留カード及び特別永住者の方に交付されることとなる特別永住者証明書に漢字氏名を表記するに当たり、平成23年10月31日から同年11月30日までの間、簡体字等を正字に置換する場合の基本的考え方の案に関する御意見を募集したところ、6名（4機関、2個人）から御意見が寄せられ、御意見の要旨及び御意見に対する法務省の考え方は別紙のとおりです。

御意見を提出いただいた方におかれましては、在留カード等の氏名の漢字表記の検討に御協力いただき、誠にありがとうございました。

(1) 正字の範囲に関するもの

御意見の要旨	法務省の考え方
<p>旅券が簡体字等で在留カードが正字となっても問題ないか。</p> <p>在留カードの漢字氏名表記は旅券の漢字表記（簡体字等を含む。）と統一したものにすべきでないのか。</p>	<p>在留カード及び特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）の氏名として漢字を表記する場合、簡体字等については、在留カード等にそのまま表記するのではなく、正字の範囲の文字に置換して在留カード等の券面に表記することとしているところ、これらの考え方については、市町村からの御意見（市町村の業務（住民票、国民健康保険、国民年金等の各種システム）で今後利用が見込まれる氏名表記との連携を図る必要がある旨の御意見）を踏まえて整理したものです。本件に関し、従前市町村からいただいております御意見の経緯については、本パブリックコメントの資料（簡体字等を正字に置換する場合の基本的考え方（案）（以下「基本的考え方（案）」という。）2～3ページ）を御参照願います。</p>
<p>「自治体クラウド」においても、IPA m j 明朝を拡張して使用することが決定されている。</p> <p>経済産業省とIPAが行っている「文字情報基盤整備事業」と歩みを合わせ、正字の範囲として、IPA m j 明朝に収録されている漢字は全て許可する等の方針で臨むべきである。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）の施行と同時に施行することとされている改正住民基本台帳法において、外国人の住民票の漢字氏名については、在留カード等の記載に倣い、正字で記載する旨の取扱いとなるものと承知しており（基本的考え方（案）4ページ）、したがって、本件正字の範囲については、外国人氏名の本来の字形にも可能な限り配慮しつつ、現行の住民基本台帳事務において取り扱われている漢字（住基統一文字）との親和性を確保する必要がある。</p>

	<p>あると考えております。</p> <p>御指摘の I P A m j 明朝は、現行の住民基本台帳事務において通常取り扱われていない漢字（戸籍統一文字）が含まれるものと承知しており、これらの漢字全てを正字の範囲とすることは適当でないと考えています。</p> <p>なお、御指摘の「自治体クラウド」及び「文字情報基盤整備事業」については、関係機関の検討状況や市町村における整備状況等を引き続き注視していきたいと考えております。</p>
<p>正字の範囲について、戸籍事務で用いる漢字との整合性が取れるようにする必要があります。</p>	<p>入管法等改正法の施行と同時に施行することとされている改正住民基本台帳法において、外国人の住民票の漢字氏名については、在留カード等の記載に倣い、正字で記載する旨の取扱いとなるものと承知しており（基本的考え方（案）4 ページ）、したがって、本正字の範囲については、外国人氏名の本来の字形にも可能な限り配慮しつつ、現行の住民基本台帳事務において取り扱われている漢字（住基統一文字）との親和性を確保する必要があると考えております。御指摘の戸籍事務で用いる漢字（戸籍統一文字）は、現行の住民基本台帳事務において外字処理とされている漢字が含まれるものと承知しており、これらの漢字全てを正字の範囲とすることは適当でないと考えています。</p>
<p>正字への置換は、原則として案のような規則によるが、本人が希望する場合には、使用可能な正字の範囲の中から任意に氏名の表記に用いる漢字を指定することができる余地を残すべきである。</p>	<p>御指摘のような、外国人本人が使用可能な全ての正字の中から任意に漢字を指定できるとする取扱いについては、在留カード等に表記する氏名の正確性を図る観点から、適当でないと考えています。</p>

(2) 正字置換の考え方に関するもの

御意見の要旨	法務省の考え方
<p>類字によって置き換える場合、あくまで同音の類字による置換を行わないと、中国語での読みと漢字が矛盾してしまい、誤記やなりすましの発見が非常に困難となる。</p>	<p>類字に置換する場合、形・音・義のうち、原則として形の属性に基づき類字を特定しますが、御指摘の「音」の属性についても補完的に参照することとしています。詳細については、基本的考え方(案)14ページを御参照願います。</p>
<p>同じ字形であっても日本と外国で字義の異なる漢字である場合は、同義の日本の漢字に置き換えるべきである。</p>	<p>現代日本漢字等を符号化するための日本工業規格(JIS)であるJIS X0213において、御指摘のような同形異字(起源が別であっても現在では図形概念としての区別が僅かであるとされる漢字)については、両者を区別せずに同じ漢字として扱うことと定義しており(JIS X0213 4. w)、基本的考え方(案)においても同定義を踏襲することとしています。</p> <p>なお、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第67条において、国又は地方公共団体による日本工業規格(JIS)の尊重義務が定められております。</p>

(3) 周知広報に関するもの

御意見の要旨	法務省の考え方
<p>公的機関、関係国の各機関、金融機関その他民間事業者への周知徹底を図るべきである。正字置換表については、ホームページで検索ツールを用意する等、金融機関をはじめ民間会社等が情報検索を行える実用的な情報として公開すべきである。</p>	<p>本件については、同一人性を確認する観点から公的機関等の関心が高いものと考えられることから、御指摘の検索ツールも含め、本件に係る周知方法について、今後とも引き続き検討していきたいと考えています。</p>

(4) 現行外国人登録事務取扱要領との整合を図るべきとするもの

御意見の要旨	法務省の考え方
<p>現行の外国人登録事務において正字を付記する場合は、「外国人登録事務取扱要領 附録4（中国の簡体字による代表的な姓）」に基づいている。</p> <p>長年にわたり外国人登録実務上の正字であり、一般に簡体字→正字の関係が了知されているものについては、混乱を避け、今までと同様の正字候補とすべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、別添資料のとおり、「外国人登録事務取扱要領 附録4」において規定されていた正字については、引き続き在留カード等に表記できるように改めることといたしました。</p>

(5) その他

御意見の要旨	法務省の考え方
<p>印鑑登録証明書の提出を求めるような関係企業・団体等への事前の周知・啓発を要望する。</p>	<p>当省は印鑑登録証明事務を所管していないところ、いただいた御意見については、関係省庁に御連絡いたします。</p>
<p>本件について、漢字表記の対象となる外国人の範囲等、戸籍事務との整合を取れるようにする必要がある。</p>	<p>今般の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）等の改正において、改正入管法等と戸籍法との制度的な連携は特段生じておりません。</p> <p>他方、入管法等改正法の施行と同時に施行することとされている改正住民基本台帳法において、外国人の住民票の漢字氏名については、在留カード等の記載に倣い、正字で記載する旨の取扱いとなるものと承知しており（基本的考え方（案）4ページ）、本件については、市町村における住民基本台帳事務との整合について配慮する必要があると考えています。</p>

<p>改正法の施行に向けて、住民基本台帳法第9条第2項通知に関する事務取扱上の課題（戸籍届出書における外国人の氏名のアルファベット表記等）について、法務省民事局、総務省自治行政局等関係当局と早急に調整するよう要望する。</p>	<p>御指摘の件については、引き続き、関係省庁と調整していきたいと考えています。</p>
---	--